

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年5月17日

香川県監査委員 林 熊
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

1 監査対象年度 平成26年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
公益財団法人吉野川水源地域対策基金	指導注意事項	書留を記録する特別文書収受簿をはじめ、文書取扱規程で定められた文書収受簿等が作成されていなかった。	特別文書収受簿、文書収受簿及び文書発送簿を、直ちに作成した。
	検討指示事項	理事長に支給する旅費の額の根拠を明確にするよう検討する必要がある。	理事長の旅費の額の根拠については、理事会において提案、議決を行い明確にする。
公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金	指導注意事項	平成26年度の貸借対照表等及び役員の報酬等について、公告又は公表がされていなかった。	平成26年度の貸借対照表等及び役員の報酬等について、監査後直ちに財団のホームページで公表した。
穴吹エンタープライズ株式会社	指導注意事項	楽器の保守点検業務について、契約書に保守の回数、消費税の取扱い並びに契約期間及び契約年月日の記載がなかった。	次回契約更新時期（平成28年3月末）に、指摘があった事項については契約書に明記した。
学校法人香川県明善学園	指導注意事項	教員が印刷代金の立替払いをし、事後に支出の手続をとっているものがあった。また、1件又は1組10万円以上の物件購入のときは、伺書に2社以上の見積書を添付して理事長の承認を求めなければならないと定められているにもかかわらず、見積書を徴していないかった。	今後は、調達規程に沿い、支出伺に2社以上の見積書を添付の上、事前の承認手続を徹底する。
		会計規程では現金の残高は毎日現金出納帳の残高と照合しなければならないとされているが、授業料等に係る現金出納帳が作成されておらず、残高照合ができていな	平成28年4月から、授業料等に係る現金出納帳を作成し、毎日残高照合を行うこととした。

		かつた。	
		PTAからの寄附金について、遡って帳簿に記載され、現金の入出金日と帳簿に記載された日が一致していなかった。	今後は、現金の入出金の都度、帳簿に記載するよう徹底し、適正に会計処理を行う。
		PTAの代表権限を有しない者からPTAの寄附の申込みを受けていた。また、同一の者が寄附者と受領者双方の代理をしていた。	PTAから学校への寄附の申込みは、今後はPTA会長が行う。
	検討指示事項	手当として職員に支給されているものについては、支給の根拠を明確に定める必要がある。	平成27年12月の理事会において給与規程を改正し、その他の手当に関する細則に根拠を定めた（平成28年4月施行）。
		減価償却の方法としてグループ償却を選択した固定資産については、除却処理後の資産管理台帳を整備する必要がある。	平成27年12月の理事会において会計規程を改正し、償却後も備忘価額1円を付し、固定資産台帳で管理することとした（平成28年4月施行）。
学校法人高松中央高等学校	指導注意事項	経理規程で現金の残高は毎日帳簿の残高と照合しなければならないとされているが、授業料等の現金出納に係る帳簿が作成されておらず、毎月の試算表が正確に作成されていなかった。	平成27年10月から出納帳簿を作成し、日々、記帳及び照合処理を行うとともに、毎月末の試算表に反映している。
		経理規程で固定資産については毎会計年度照合検査を行うものとされているが、検査が行われていなかった。	平成28年度から固定資産及び備品台帳チェックリストを整備し、チェックを行う。
	検討指示事項	自動車使用の出張に係る出張旅費の対象経費について、旅費規程と運用の整合を図る必要がある。	旅費規程における出張旅費の種類に「高速道路通行料」を加えることとしており、平成28年3月の理事会に同規程の一部改正を諮り（平成28年度から施行）、運用との整合を図った。
西日本ビル管理株式会社	指導注意事項	指定管理者として管理している香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場に係る経費については、他の経費と明確に区分して経理する必要がある。	収入については、通帳での整理となっていたことから、それぞれの駐車場での帳簿を作成し、駐車場ごとに分かるようにした。また、見積りや請求書等については、駐車場を明記するよう各取引先に依

			頼し、本社との経費の区分を明確にするとともに、台帳整理を行うことにした。
	検討指示事項	現金の取扱者とそれを確認する者が同一人であり、けん制機能が働いていないため、事務処理方法の見直しを検討する必要がある。また、現金の出納について、現金出納簿の記載を誤っているものがあった。	現金の取扱者とそれを確認する者をそれぞれ取扱者と受取者として処理するようにし、さらに少なくとも2週間に1度本社職員による確認をすることとした。また、現金出納簿の日付については、指摘後、実際の払出しの日付を記載するようにした。
公益財団法人香川県国際交流協会	指導注意事項	施設維持管理業務の委託については、消費税率改定に伴い適正に変更契約を締結する必要がある。また、消費税率引上げ分が契約金額に転嫁されていないものがあつた。	香川国際交流会館の施設維持管理業務に係る各種委託契約については、複数年契約を行うことにより経費節減を図ることとしている。これらの契約のうち、改正消費税率に応じ変更する規定が盛り込まれていないものについては、消費税率引上げ相当分を反映した額で変更契約を締結した。また、消費税率引上げ分が契約金額に転嫁されていなかつたものについては、消費税引上げ相当分を上乗せして支払った。
	検討指示事項	施設内に設置している自動販売機の収入については、公益目的事業として経理しているが、収益事業等として区分経理することを検討する必要がある。	自動販売機の設置については、公益目的事業の財源確保のための収益を目的としたものではなく、あくまでも利用者の利便性の向上を目的として設置したものであり、また、会館の指定管理者を募集する際の仕様書でも設置を義務付けられていることから、公益目的事業の施設管理の付随的なものとして整理しているものである。
公益財団法人かがわ水と緑の財団	指導注意事項	収益と費用を相殺して計上しているものがあったが、それぞれ適正に仕訳をして経理を行う必要がある。(緑の募金事業)	募金全額を収入調定し、振込手数料は費用とするなど、収益と費用を相殺することなく、適正に仕訳をすることとした。
		臨時職員の賃金について、勤務日数を誤って算定し支給している	過払い賃金について、平成27年12月18日に返納を受け、所得税、

		ものがあった。（香川用水記念公園）	雇用保険を精算した。今後、出勤確認者と支払者が複数でチェックし過誤の防止を徹底することとした。
検討指示事項		複数ある代表者印について、県との契約書に使用する印鑑は登録された印鑑を使用することなど、それぞれの印鑑の使用方法を明らかにする必要がある。	一部の事業において、県との契約書に法人登記した代表者印以外の代表者印を使用していたが、今後は、県との委託契約においては、法人登記した代表者印を使用するなど、使用方法を明らかにした。
		修繕費について、徴収した最低価格の見積書と予定価格調書の金額・日付が同じものがあった。予定価格の積算については、適正に算定する必要がある。（香川用水記念公園）	今後は算定根拠を明確にして予定価格を算定するとともに、適切な時期に予定価格調書を作成することとした。
		イベント業務を委託するときは、あらかじめ契約書に天災その他不可抗力による契約内容の変更の条項を設けるなど、不測の事態に備え契約内容の検討をする必要がある。（香川用水記念公園）	今後のイベント業務の委託にあたっては、県の委託契約書に準拠し、不測の事態に備え天災その他不可抗力による契約条項を追加して契約することとした。
公益財団法人かがわ健康福祉機構	検討指示事項	資金前渡金の取扱いについて、財務規程と運用に相違があるので整合させる必要がある。	平成28年度から、財務規程第28条第2項に定める現金出納簿を作成する。
		建物管理業務の委託について、経費節減に向けた仕様書の見直しを行い、価格、品質等の競争により委託先を選定する必要がある。	競争性を高めるため仕様書等の見直しを行うとともに、平成28年度から、県の契約方法を準用し、予定価格が100万円を超えるものについては入札を、100万円以下のものについては見積合わせによる随意契約を実施する。
公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団	指導注意事項	自動販売機設置者の選定については、仕様書等で具体的に競争条件を明確にしておく必要がある。	県が実施している自動販売機設置者の選定における仕様書等を参考に仕様書等を作成し、競争条件等を明示の上、自動販売機設置者を選定することとした。
		予定価格調書の作成が見積書の提出日より後になっているものが、散見された。	参考見積書を徴収するなどにより、予定価格を定めた後、見積書の徴収を行うこととし、適正な事

			務の執行に努める。
公益財団法人香川いのちのリレー財団	指導注意事項	平成26年度の貸借対照表等及び役員の報酬等について、公告又は公表がされていなかった。	平成26年度の貸借対照表等及び役員の報酬等について、監査後直ちに財団のホームページで公表した。
	検討指示事項	財務規程では出納責任者を置くものとしているが、出納責任者を置いていなかった。出納責任者の設置、残高証明書の徴求について検討する必要がある。	平成28年3月の理事会において、出納責任者を明確にし、残高証明書は毎年度末の徴求とするよう財務規程を改正した。
公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター	指導注意事項	収支予算の補正について、前回指導したにもかかわらず、会計処理規程に定める県知事への届出をしていなかった。	予算の補正については、県と事前協議済みであり、事前協議と届出を混同していたため、監査後直ちに届出を行った。今後は適正な事務執行を徹底する。
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	検討指示事項	通帳と印鑑の管理については、それぞれ別の者に分担させることを検討する必要がある。	通帳は、財務規程第16条に基づき、出納責任者が財団金庫に保管することとし、印鑑は、処務規程第11条の規定に基づき、事務局長が施錠できる場所に厳重に保管するよう改めた。
		監事に対し会計監査役員報酬を支払っているが、所得税の控除を含め支出の内容を記載した書類が添付されていなかった。また、支出命令後に本人の請求書が作成されていた。支出命令書の見直しを含め、支出方法を検討する必要がある。	所得税控除明細書については、本人に交付するもののほか、支出命令書にその写しを添付することとし、適正な事務処理に努める。また、支出命令書については、平成28年度から様式を見直すとともに、人件費等の請求書が事前に発行されないものは、監査での指摘後直ちに、出納責任者に対する資金前渡方式に改めた。
公益社団法人香川県観光協会	指導注意事項	財務規程その他の規程で備えるものとされている備品台帳、現金出納簿及び郵便切手受払簿が作成されていなかった。	備品台帳、現金出納簿及び郵便切手受払簿を備えた。
		法人の会費を定められた期限までに納付しない会員に対しては、早期に督促し、定款に従い、適切に対応する必要がある。	該当する会員に対し、直ちに督促を行った結果、1者を除き納付又は退会をした。今後、定款に従い、適切に対応することとした。
	検討指示事	法人の事業報告については、主	次年度以降の事業報告において、

	項	な事業の当該事業に要した経費やその事業効果も記載することを検討する必要がある。	主な事業に要した経費やその事業効果も記載することとした。
公益財団法人香川県下水道公社	指導注意事項	貸借対照表及び正味財産増減計算書に係る基本財産の投資有価証券の償却の計算を誤っていた。	投資有価証券の償却に係る計算の誤りを正し、平成27年度決算から貸借対照表及び正味財産増減計算書に反映させる。
	検討指示事項	正味財産増減計算書の経常費用について、市町下水道事業促進事業費が年度間事業変動準備金の取崩しにより過小に表示されている。年度間事業変動準備金の引当金としての取扱いについて、検討する必要がある。	年度間事業変動準備金については、公益財団法人移行前から行ってきた引当金計上を取りやめ、全額を取り崩すこととする。また、市町下水道事業促進事業費の過小表示については、正しく表示されるよう平成27年度決算から仕訳の見直しを行う。
		現金出納簿に係る運用方法を見直すとともに、必要に応じて財務規程を見直す必要がある。	現金出納簿については、現金の受払時に複数の職員がチェックするように見直したところであり、引き続き、運用方法などについて適正な処理に努める。また、運用の見直しにあわせて、財務規程の一部について必要な改正を行う。
香川県建築設計協同組合	指導注意事項	協定書の仕様書に定められた備品の台帳の作成をしていなかった。	直ちに、協定書の仕様書に定められた備品の台帳を作成した。